

3号認定

3号認定 (0-2歳保育必要)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	51	154	164	63	151	165	65	186	162
②確保方策	78	146	183	78	146	183	87	194	231
認定こども園・ 保育園	64	125	162	64	125	162	73	173	210
地域型保育事業	14	21	21	14	21	21	14	21	21
②-①	27	▲8	19	15	▲5	18	22	8	69
3号認定 (0-2歳保育必要)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	67	194	198	70	203	207			
②確保の方策	87	194	231	87	203	231			
認定こども園・ 保育園	73	173	210	73	173	210			
地域型保育事業	14	21	21	14	21	21			
②-①	20	0	33	17	0	24			

(単位：人)

■教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保方策

- 0～2歳児までの受け皿拡大が課題であることから、現在ある幼稚園については、必要利用定員確保の範囲内で、保育機能を併せ持つ「認定こども園」への移行を推進します。令和9年度の移行を目指し、移行に係る支援を行います。
- 令和7年度から8年度において、1歳児クラスの不足については、定員の弾力運用(※)による受け入れを行います。
- 保育需要の増加に伴う施設整備に当たっては、令和7年度以降の保育需要の推移を踏まえながら、必要性や整備するエリア、定員数についての具体的な検討を進めていきます。

※定員の弾力運用とは・・・待機児童解消のための特例措置として、保育所等での児童の定員について、総定員の範囲内で受け入れることを基本としつつ、条例等で定められた必要面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて児童の受入れを行うこと。

■子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子どものための施設等利用給付」が創設されました。
- 子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きについて検討します。